

2022（令和4）年12月27日

## AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）

民間AMラジオ放送事業者が、経営判断として基幹放送局（親局<sup>1)</sup>のAM放送（中波放送）からFM放送（超短波放送）への変更（以下「FM転換」という。）及びFM転換を伴わないAM放送を行う基幹放送局（中継局<sup>2)</sup>の廃止（以下「AM局廃止」という。）を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、先だって一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするため、2023年11月に予定される放送事業者の再免許時に特例措置を設けることとしている。本基本方針は、当該特例措置の内容やその適用を受けるための要件、手続等を示すものである。

---

<sup>1, 2</sup> ここでいう「親局」は放送法施行規則第103条第1号に規定する「親局」を、また、「中継局」は同条第2号に規定する「プラン局」及び同条第3号に規定する「その他の中継局」を指す。

**【参考】** 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抜粋）  
（定義）

第百三条 この款において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の表に掲げる親局のことをいう。
- 二 「プラン局」とは、親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局のことをいう。
- 三 「その他の中継局」とは、親局及びプラン局以外の基幹放送局をいう。

## 1 AM局の運用休止に係る特例措置

FM転換及びAM局廃止を検討する民間AMラジオ放送事業者において、一定の要件を満たす場合には、6か月以上に及ぶAM局の運用休止を行っても、電波法（昭和25年法律第131号）第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱う<sup>3</sup>こととする。

## 2 特例措置の適用期間

- ①特例措置の適用期間は、2023年11月1日から2025年1月31日までとする。ただし、特例措置の適用期間の終了後、特例措置の適用を受ける民間AMラジオ放送事業者（以下「特例措置適用事業者」という。）が当該適用期間の延長を希望するときは、総務省が必要と認める場合に、当該適用期間を延長することができる。
- ②特例措置の適用を受けるAM局（以下「特例適用局」という。）の運用休止は、2024年2月1日以降に開始し、特例措置の適用期間内に終了すること。

---

<sup>3</sup> 無線局の運用を1か月以上休止する場合は、電波法第16条第2項に基づき、総務大臣に対して無線局の運用休止に関する届出を行うことが必要となる。また、正当な理由がないのに運用休止期間が6か月以上となる場合、同法第76条第4項第1号に規定する免許取消事由に該当する。

【参考】電波法（昭和25年法律第131号）（抜粋）

（運用開始及び休止の届出）

第十六条（略）

2 前項の規定により届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

第七十六条（略）

4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

### 3 特例措置の適用を受けるための要件

民間AMラジオ放送事業者が本特例措置の適用を受けるに当たっては、以下の要件を満たすことを求めることとする。

#### (1) 特例適用局が適切に選定されていること

当該事業者の放送区域<sup>4</sup>内において、特例措置により特例適用局の運用休止を行ったとしても、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう、特例適用局を適切に選定すること。

このため、特例適用局の運用休止に当たっては、新たなFM中継局の整備<sup>5</sup>や既存のFM補完中継局の運用、さらにはケーブルテレビによる再送信の実施を可能な限り行うこと。

上記対応を行ってもなお、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域については、聴取するための代替手段を提示すること。

なお、特例措置の適用を受けるための手続（4参照）において、以下のデータを総務省に提出すること。

- ア 運用休止前における、放送対象地域に対する全AM局及び特例適用局によるそれぞれの世帯カバー率。
- イ 放送対象地域における、運用休止前の特例適用局による世帯数に対し、特例適用局の放送区域におけるFM局（特例措置の適用期間中に新設を計画するFM局を含む。以下同じ。）及び特例適用局の放送を再送信するケーブルテレビ（FM局の放送区域と重複する地域を除く。以下同じ。）による世帯数を加算したものの比率。
- ウ 放送対象地域における、運用休止前の全AM局による世帯数に対し、特例適用局（複数局ある時は全ての特例適用局）を除く残りのAM局による世帯数に、特例適用局の放送区域におけるFM局及び特例適用局の放送を再送信するケーブルテレビによる世帯数を加算したものの比率。

---

<sup>4</sup> 当該事業者の放送対象地域内に限る。以下同じ。

<sup>5</sup> 現在のFM補完中継局の整備は、AM中継局の放送区域における難聴対策等に限定されているが、この範囲を拡大し、廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設が可能になるよう、制度整備を行うことを検討している。

## (2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと

特例適用局の運用休止に関する周知広報を、少なくとも当該事業者のラジオ放送及びホームページの2媒体<sup>6</sup>により、特例適用局の運用休止開始日の遅くとも3か月前から実施すること<sup>7</sup>。

特に、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域の住民に対しては、前述の周知広報に加え、(1)で示すこととしている代替手段について周知を行い、十分な理解が得られるよう、丁寧な説明やよりきめ細かな対応を行うこと。

なお、特例措置の適用期間の終了後に特例適用局を廃止する可能性がある旨も併せて周知広報を行うこと。

---

<sup>6</sup> その他の広報媒体として、特例適用局の放送区域の自治体広報誌等も考えられる。

<sup>7</sup> 総務省においても、特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うことを検討している。

### (3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと

- ア 特例適用局の運用休止に伴い、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等<sup>8</sup>に対して、適切な周知を行うこと。
- イ 災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体<sup>9</sup>に対し、特例適用局の運用休止に関して説明の上、大規模災害発生時等における対応について、運用休止する特例適用局の運用再開や再休止等も含めた必要な調整を行うこと。
- ウ 災害時の対応について、特例適用局の運用休止により当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体に対し、上記イと同様の調整を行うこと。

---

<sup>8</sup> ここでいう「当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等」には、AM放送の再送信を行っている関係者（道路関係者やケーブルテレビ事業者等）を含む。

<sup>9</sup> ここでいう「災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体」は、

- ・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 6 項に基づいて指定地方公共機関として自社を指定している都道府県
- ・同法第 57 条（第 61 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する警報の伝達等のための通信設備の優先利用等に係る同法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条に規定する手続を定めている都道府県又は市町村

の 2 類型とする。

#### 【参考】災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抜粋） （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 指定地方公共機関 （略）都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、（略）放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め（略）ることができる。

#### 【参考】災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）（抜粋） （通信設備の優先利用等）

第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七条（法第六十一条の三において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により（略）基幹放送事業者に放送を行うことを求め（略）るときは、あらかじめ（略）放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（略）と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

#### (4) 問合せ窓口を設置すること

特例適用局の運用休止に関する問合せ（例：運用休止スケジュール、受信障害等）に対応する窓口について、その連絡手段（電話又はメール）、対応時間帯等を検討し、特例適用局の運用休止期間の開始日から遅くとも3か月前から設置すること<sup>10</sup>。

#### (5) 特例適用局の運用休止の方法を選定すること

特例適用局の運用休止の方法を以下の3つの方法から選定すること。

ア 特例措置の適用期間中のある時点で直ちに放送を休止。

イ 特例措置の適用期間中において、空中線電力を段階的に減力した後に放送を休止。

ウ 上記のほか、特例措置の適用期間中に定期的に繰り返し一定期間放送を休止。

#### (6) 特例適用局の運用休止による影響を検証すること

特例措置の適用期間中、特例適用局の運用休止の影響に係る以下の内容について検証すること。なお、出水期や融雪期等での影響等について十分検証することができるように、運用休止期間は最低6か月とする。

ア 特例適用局の運用休止の影響を受ける地域の住民・地方公共団体等の認知及び理解。

イ 特例措置適用事業者の経営基盤強化への影響及び効果。

#### (7) 特例適用局の運用休止に関する報告書を作成すること

(6)の検証結果その他以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、特例適用局の運用休止期間の終了後、可能な限り1か月以内に総務省に提出すること。

ア 運用休止期間中に世帯・エリアカバー率を最大限維持するために講じた方策。

イ 特例適用局の運用休止期間中に問合せ窓口等に寄せられた問合せ、意見、苦情等の内容及びそれらへの対応、その他発生したトラブルや課題の内容及びそれらへの対応等。

ウ 特例適用局の放送区域内の地方公共団体や住民等に対するアンケート調査結果。

なお、アンケート項目については、総務省が事前に案を提示する予定であり、その設問に加えて特例措置適用事業者が独自の設問を追加してもよい。

---

<sup>10</sup> 総務省においても、特例措置実施に関する問合せへの対応を行うことを検討している。

- エ 特例適用局の運用休止を踏まえた経営基盤強化の効果。
- オ 上記内容を踏まえた、検証後の特例適用局の廃止希望有無。

#### (8) 特例適用局の運用休止の結果を公表すること

特例措置の適用期間の終了後、特例適用局の運用休止の結果をホームページ等において公表すること。また、(6)の検証も踏まえ、特例適用局の廃止を希望する場合は、その旨も周知すること。

#### (9) 特例適用局の運用休止に関する適切な実施体制を確保すること

(2)の住民への周知広報、(4)の問合せ窓口、(5)の運用休止に関する作業など、特例適用局の運用休止について適切な実施体制を確保すること。

#### (10) 特例適用局の運用休止に関する実施計画を作成すること

(1)から(9)までの要件に関する内容を含む実施計画を作成すること。

### 4 特例措置の適用を受けるための手続

特例措置の適用を受けるための手続として、以下を想定している。

- ①特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者<sup>11</sup>は、2023年5月から開始を予定している再免許の申請時において、それぞれ2023年2月頃及び4月頃に公表を予定している「地上基幹放送局の再免許等に関する方針」及び「地上基幹放送局再免許等申請マニュアル」を踏まえつつ、再免許に関する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）に特例措置の適用に関する必要な事項を記載の上、再免許の申請を行う。
- ②総務省は、提出された再免許に関する申請書等を審査の上、特例措置適用の要件を満たしていると判断した場合、特例措置の適用に係る条件を付した再免許を付与することとする。
- ③特例措置適用事業者は、再免許付与後、特例適用局の運用休止を行う際には、電波法第16条第2項に基づく所要の手続を行う。
- ④特例措置の適用期間中、実施計画に変更が生じた場合は、その変更内容について速やかに総務省に報告する。また、実施計画の変更により、「3 特例措置を受けるための要件」を満たさなくなった場合は、当該民間AMラジオ放送事業者は電波法第19条に基づく指定事項の変更を受けるため、所要の手続を行う。

---

<sup>11</sup> 総務省は、2023年2月頃を目途に、特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者の意向調査を行うことを予定している。

## 5 特例措置の適用期間の終了後の総務省の対応

特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省は、再度特例措置の適用期間を設けること、また、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う<sup>12</sup>とともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととする。

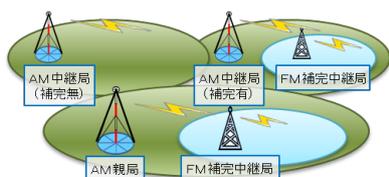
---

<sup>12</sup> 民間AMラジオ放送事業者のFM転換の可否を判断する審査基準の策定等が想定される。AM局廃止の取り扱いについても、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において検討する。

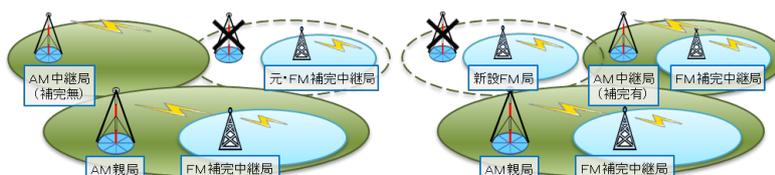
## FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における 放送ネットワークの類型

FM転換及びAM局廃止の実施の有無によって、民間AMラジオ放送事業者の放送ネットワークは以下の4類型となることが想定される。

### (0) FM転換及びAM局廃止のいずれも行わない



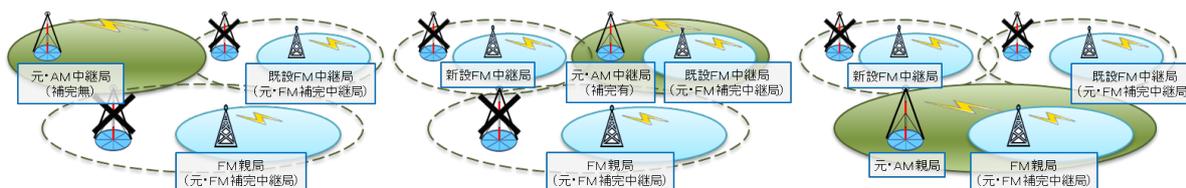
### (1) AM局のうち、AM親局を継続し、AM中継局の全て又は一部を廃止する



FM補完中継局で補完される  
AM中継局を廃止

AM中継局の廃止に伴い、  
FM局を新設

### (2) FM転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する



- ・主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を廃止
- ・FM補完中継局で補完されるAM中継局を廃止

- ・主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を廃止
- ・AM中継局の廃止に伴い、FM局を新設

- ・主たるFM補完中継局をFM親局に変更し、AM親局を中継局に変更
- ・FM補完中継局で補完されるAM中継局を廃止
- ・AM中継局の廃止に伴い、FM局を新設

### (3) FM転換を行い、AM局の全てを廃止する

